**第２の３　屋内消火栓設備（２号消火栓及び広範囲型２号消火栓）の技術基準**

**１　加圧送水装置**

加圧送水装置は，第２屋内消火栓設備の技術基準２の規定によるほか，次

によること。

⑴　加圧送水装置の位置

第２屋内消火栓設備の技術基準２⑴の規定によること。★

⑵　ポンプを用いる加圧送水装置

第２屋内消火栓設備の技術基準２⑵（イ(ア)及びウ(ア)を除く。）の規定に

よるほか，１号消火栓（第２に規定する屋内消火栓設備をいう。以下同じ。）

と加圧送水装置を共用する場合のポンプの吐出量は次によること。

ア　消火栓設置個数が２以上となる場合

(ア)　１号消火栓が相互に隣接する場合にあっては，300ℓ/min以上とする

こと。

(イ)　１号消火栓と２号消火栓が相互に隣接する場合にあっては，220ℓ

/min以上とすること。

イ　消火栓設置個数が１の場合（各階の設置個数が１で１号消火栓と２号

消火栓が混在する場合）150ℓ/min以上とすること。

⑶　高架水槽を用いる加圧送水装置

前１⑵の規定によること。ただし，「第２屋内消火栓設備の技術基準２

⑵」は「第２屋内消火栓設備の技術基準２⑶」と読み替えるものとする

⑷　圧力水槽を用いる加圧送水装置

前１⑵の規定によること。ただし，「第２屋内消火栓設備の技術基準２

⑵」は「第２屋内消火栓設備の技術基準２⑷」と読み替えるものとする。

⑸　配管等の摩擦損失

配管等の摩擦損失計算において，２号消火栓のノズル・開閉弁・消防用

ホース等の摩擦損失水頭は，品質評価時に算定され機器の仕様書に明示さ

れている数値とすること。★

⑹　起動表示灯は，第２屋内消火栓設備の技術基準２⑹の規定によること。

**２　水源等**

第２屋内消火栓設備の技術基準３の規定によること。

**３　配管等**

規則第12条第２項第２号及び第２屋内消火栓設備の技術基準４によること。

**４　配線等**

⑴　第２屋内消火栓設備の技術基準５の規定を準用する。

⑵　天井設置型消火栓等（２号消火栓及び補助散水栓のうち天井に設置する

もの。）のノズル等を降下させるための装置（以下「降下装置」という。）

を壁，柱等に設置する場合，降下装置と当該天井設置型消火栓の配線は，

第２屋内消火栓設備の技術基準５の規定を準用する。

**５　屋内消火栓箱等**

第２屋内消火栓設備の技術基準６（⑶イを除く。）によるほか,次によるこ

と。ただし，「令第11条第３項第１号イ，ロ」を「令第11条第３項第２号イ」

に，「易操作性１号消火栓」を「２号消火栓」にそれぞれ読み替えるものと

する。屋内消火栓箱は，品質評価品を使用すること。★

**６　凍結防止**

第２屋内消火栓設備の技術基準７の規定を準用する。◆

**７　非常電源**

第23非常電源設備の技術基準によること。

**８　令第32条の特例基準**

第２屋内消火栓設備の技術基準９⑴，⑵エ及び⑶の規定を準用するほか，

次によること。

⑴　次の各号のすべてに適合している場合にあっては， １のホース接続口ま

での水平距離を25ｍ以下とすることができる。

ア　ロビー，ホール，ダンスフロア，リハビリ室，体育館，講堂，その他

これらに類する部分であること。

イ　可燃物の集積量が少ないこと。

ウ　放水障害となるような間仕切り，壁等がないこと。

エ　ホースを直線的に延長できること。

オ　初期消火活動上支障がないこと。

****

⑵　屋内消火栓設備が局部的に未警戒となり，当該未警戒部分が直近の屋内

消火栓からホースを延長して消火活動を行う場合に支障ないと認められる

場合にあっては，１のホース接続口までの水平距離20ｍ以下とすることが

できる。

　（例）



**９　その他**

屋内消火栓設備の代替として動力消防ポンプを設置するときは，保安要員

等，内燃機関の操作取扱いに習熟した者を常駐させておく等，消防計画によ

る活動が十分行えること。◆

**10　総合操作盤**

第25の２総合操作盤の技術基準によること。